

令和2年度 第2回
岡山県広域特別支援連携協議会
岡山県発達障害者支援地域協議会

日 時：令和3年1月26日（火）
14：00～15：30
場 所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 協 議

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて

(2) 高等学校における特別支援教育について

3 その他

4 閉 会

目 次

○委員名簿	1
○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱	4
○岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会 の公開に係る取扱い	5
○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト について	6
○高等学校における特別支援教育の充実について	10

令和2年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員 受付名簿

氏名	所属	備考
村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
杉田久仁子	岡山市発達障害者支援センター所長	
石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
渡辺 正	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課長	平田敦子 総括参事 代理出席
桑原 宏	岡山県保健福祉部子ども未来課長	渡辺 健 総括参事 代理出席
久山 順一	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
中村 賢三	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
徳山 雅之	岡山県保健所長会会長	
江口 祥彦	真庭市健康福祉部福祉課長 障害者支援推進室	杉山 修一 室長 代理出席
丸山 隆二	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
後藤 博幸	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
川上 慎治	岡山県教育庁義務教育課長	苅田 直樹 参事 代理出席
中村 正芳	岡山県教育庁高校教育課長	宮森 久彰 副課長 代理出席
中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課長	
木下 聡子	岡山県総合教育センター教育支援部長	
大西 達也	岡山県総務部総務学事課長	武本 淳 主幹 代理出席
森川 靖志	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
西 千秋	岡山県特別支援学校長会	

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

- 第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

- 第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

- 第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。
- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和2年度）

- 1 調査時点 令和2年9月1日
- 2 対象 保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する5歳児
- 3 回答数 306所（園）（公立127、私立179）
- 4 集計

項目	人数	割合	備考
5歳児在籍数	7,171人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	728人	10.2%	ASD590人、LD3人、ADHD210人、その他101人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	493人	6.9%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	237人	3.3%	視覚8人、聴覚5人、肢体12人、知的68人、病気療養9人、精神疾患（情緒障害）151人、言語81人、その他88人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,458人	20.3%	

個別の指導計画（個別支援シート）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,458人	886人	623人	207人	56人

小学校への情報引継（発達障害に関する特別な支援が必要な幼児）

1 引継の実施（単位：所（園））

	行う	行わない
診断有り	239	4
診断無し	210	12

2 引継の方法（単位：所（園））

	口頭	書面	口頭と書面	その他
診断有り	26	15	221	8
診断無し	101	6	109	5

3 引継に使用する書面の様式（単位：所（園））

県教委作成	市町村教委作成	所（園）作成	その他
40	193	22	5

重点事業調書

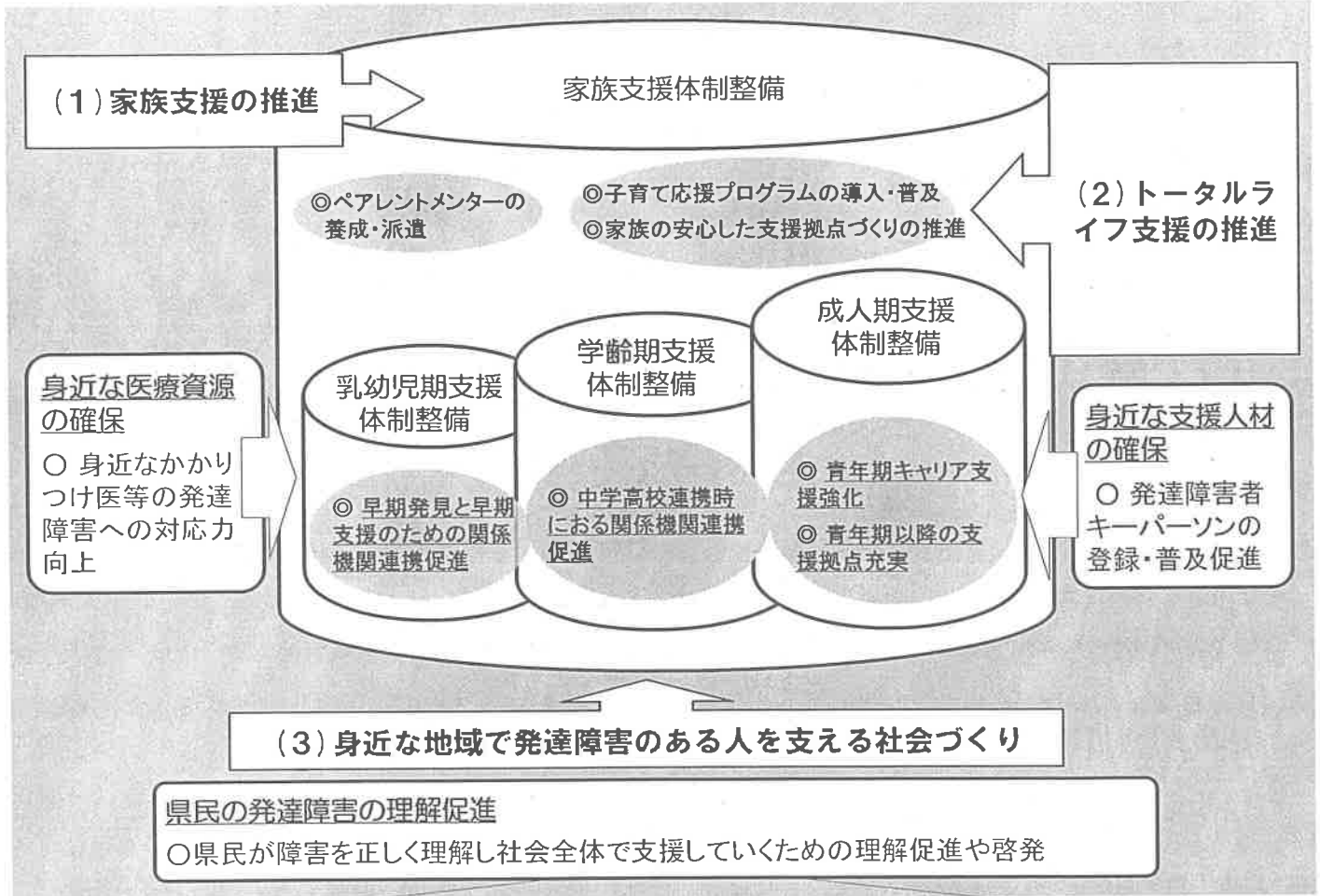
担当部局・課名		保健福祉部障害福祉課			
重点事業の名称		発達障害のある人のトータルライフ支援事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の目玉	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	10 推進 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	4 地域の持続的発達のための活力維持			
	課題・ターゲット	4-④ 医療・福祉の確保			
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費
現状 課題 必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査によると、保育所における発達障害に関わる特別な支援が必要な幼児(5歳児)の割合は17.6%で、5年間ほぼ同程度で推移している。 ・発達障害のある人の支援については、「トータルライフ支援の推進」を「新晴れの国おかやま生き生きプラン」の重点施策の一つに位置づけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を一連のプロジェクトとして推進(H29～R2)してきた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月に実施した県民意識調査において、4割が発達障害についての理解が深まっていないと考え、理解を深めていくためには学校や職場等の身近な者の理解を深めることが必要であるという意見が多い。家族が抱える悩みを話せる場所が必要であるという意見もあった。また、障害のある人向けアンケートでは、困っていることとして、ひとりで生活することが困難という者が多かった。 ・今後に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 家族なども含めた、きめ細かな支援 Ⅱ ライフステージを通じた切れ目のない支援 Ⅲ 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期プロジェクト(R3～R7)においては、これまでの取組を通してより明確になった課題を踏まえ、今後不十分な部分を強化するとともに、県民意識調査に基づきよりニーズに応じた効果的な支援策に取り組んでいく必要がある。 				
	事業内容	<p>発達障害のある人のトータルライフ支援事業 《54,737千円》</p> <p>(1) 家族支援の推進(家族支援体制整備)</p> <p>① ペアレントメンター養成・派遣事業 《2,044千円》</p> <p style="padding-left: 20px;">発達障害児の育児者の経験談や傾聴共感等による家族支援として、ペアレントメンターの養成・派遣等を行う。</p> <p>② 家族支援のスキル向上支援事業 《5,900千円》</p> <p style="padding-left: 20px;">子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、県下全域の市町村において、発達障害の診断を受けた保護者や家族が安心して過ごせる支援拠点づくりに取り組めるよう、研修やバックアップを行う。</p> <p>(2) トータルライフ支援の推進</p> <p>① 乳幼児期支援体制整備事業 《1,957千円》</p> <p style="padding-left: 20px;">発達障害児の早期発見・早期支援に向け、市町村がより効果的な施策が実施できるよう、これまでの支援体制評価のための地域評価ツールを活用したモデル的な取組の、県内全域への普及・拡大・定着を図る。</p> <p>② 学齢期支援体制整備事業 《439千円》</p> <p style="padding-left: 20px;">早期に就労を見据えた自己理解や相談スキルの獲得ができるよう、中学高校連携時における関係機関の連携を促進する。</p> <p>③ 成人期支援体制整備事業 《2,327千円》</p> <p style="padding-left: 20px;">発達障害のある人に県の機関等で職場研修の場を提供するとともに、県においても発達障害の特性や就労にあたっての合理的配慮を学ぶための職場研修事業を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">青年期の発達障害者が社会から孤立しないよう、支援拠点づくり等に取り組む市町村を支援する。</p>			

	<p>(3) 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり</p> <p>① 身近なかかりつけ医等の対応力向上事業 《1,692千円》 地域の医療機関の受診から早期に適切な支援機関につながるができるよう、身近なかかりつけ医等の対応力向上研修を行う。</p> <p>② 県民の発達障害理解促進事業 《1,074千円》 発達障害について広く県民に正しく理解されるよう、効果的なイベントやSNSの活用、世界自閉症啓発デーなどの機会を捉えて啓発活動に取り組む。</p> <p>③ 発達障害者キーパーソン活動促進事業 《3,310千円》 地域の最も身近な理解者として発達障害のある人やその家族を暖かく見守り支援する人材を確保するとともに、キーパーソンのうち支援の中核を担う者については、適切な情報提供や専門機関へのつなぎ等を行うための人材育成・支援を行う。</p> <p>④ 県における支援体制整備事業 《35,344千円》 発達障害者支援法に基づき県発達障害者支援地域協議会を設置し発達障害者支援施策を協議する。県発達障害者支援センターにおいて、発達障害者とその家族への相談支援、発達支援、就労支援等の総合的な支援を行うとともに、市町村や関係機関等との連携、助言・指導等により、各地域における支援体制強化を行う。</p> <p>⑤ 市町村支援体制整備促進事業 《650千円》 各市町村に配置された市町村コーディネーターの支援や、県発達障害者支援センターとの連携強化、市町村施策の効果検証の支援を行う。</p>					
<p>事業の意図 効果等</p>	<p>【意図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中核機関である県発達障害者支援センターや社会資源を有効に活用するとともに、市町村や関係分野と効果的に連携して、発達障害のある人の家族支援を強力に推進し、早期支援からトータルライフ支援につなぎ、身近な地域全体で発達障害のある人とその家族への支援体制を整備する。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害のある人の多くが社会で自立した生活を送ることが可能となる。 					
<p>事業目標</p>	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差	
	(1) ①	ペアレントメンターの人数	48人(R1)	60人(R7)	12人	
	(3) ②	発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数	194人(R1)	280人(R7)	86人	
<p>事業費の見積もり</p>	区 分	R2 予算額	R3 予算要求額	R4 見込額	R5 見込額	R6 以降見込額
	事業費(単位:千円)	60,722	54,737	54,287	54,287	108,574
	財源内訳	国 庫	16,975	16,081	16,081	32,162
		起 債	0	0	0	0
		その他特定財源	0	8,554	8,554	17,108
		一 般 財 源	43,747	30,102	29,652	59,304

県と市町村
の連携

発達障害のある人の トータルライフ支援

保健・医療・福祉・
教育・労働の連携



発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした支援体制の構築

- 専門医の養成・確保策等の検討

県における支援体制整備

- 県発達障害者支援地域協議会の設置
- 県発達障害者支援センターの運営
- 県発達障害者支援センターの機能強化

連携

市町村支援体制の整備促進

- 市町村中核人材の育成強化
- 市町村と県センターとの連携強化
- 市町村支援体制の効果検証

家族なども含めたきめ
細かな支援を実現

地域の身近な場所
での支援を実現

ライフステージを通じた
切れ目のない支援を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

期間: 令和3年度～令和7年度までの5年間

特別な支援を必要とする生徒の状況について

岡山県特別支援教育に関する調査

表1 特別な支援を必要とする生徒の状況（岡山市含む 通信制・私立を除く）

	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数（人）	743	1,514	1,400	1,484	1,644	1,694	1,565	1,473
割合（％）	1.9	4.0	3.7	3.9	4.3	4.6	4.3	4.1

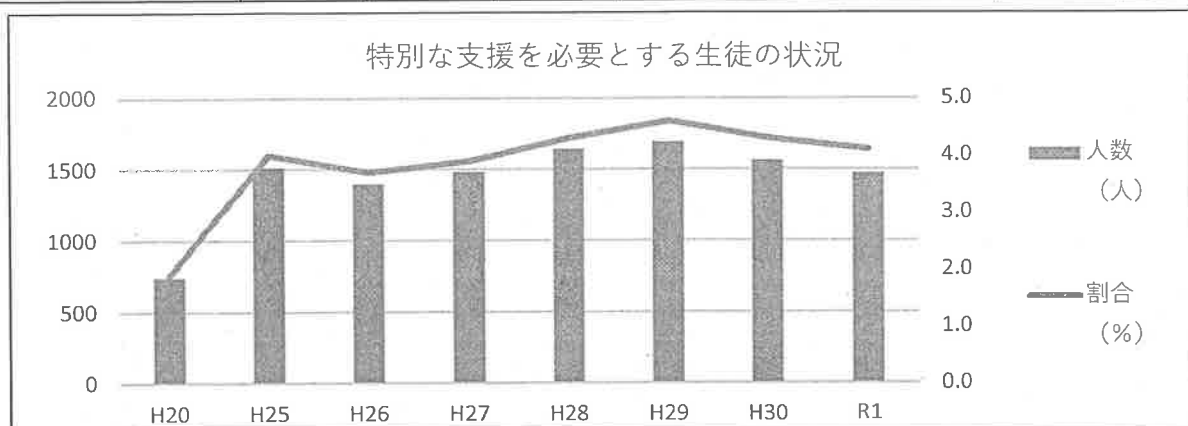


表2 個別の教育支援計画等の作成率（％）（岡山市含む 通信制・私立を除く）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高等学校	10.7	14.1	24.6	68.3	92.0	99.9	100	100

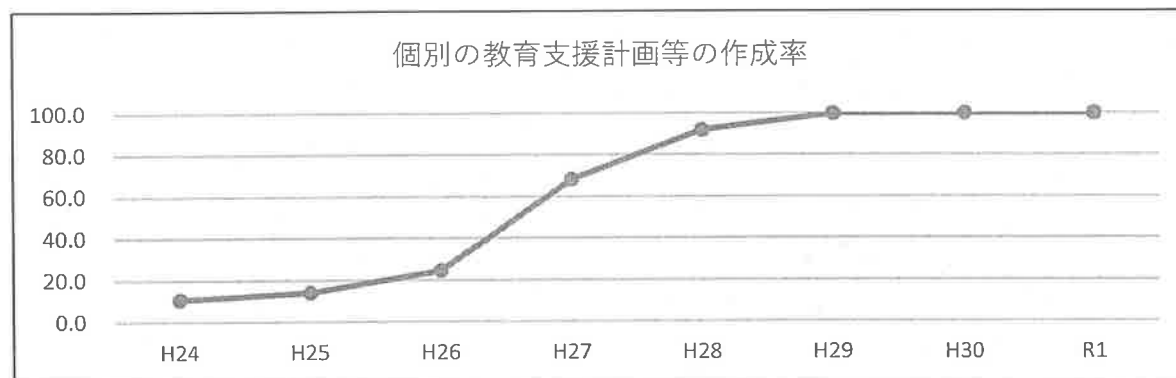
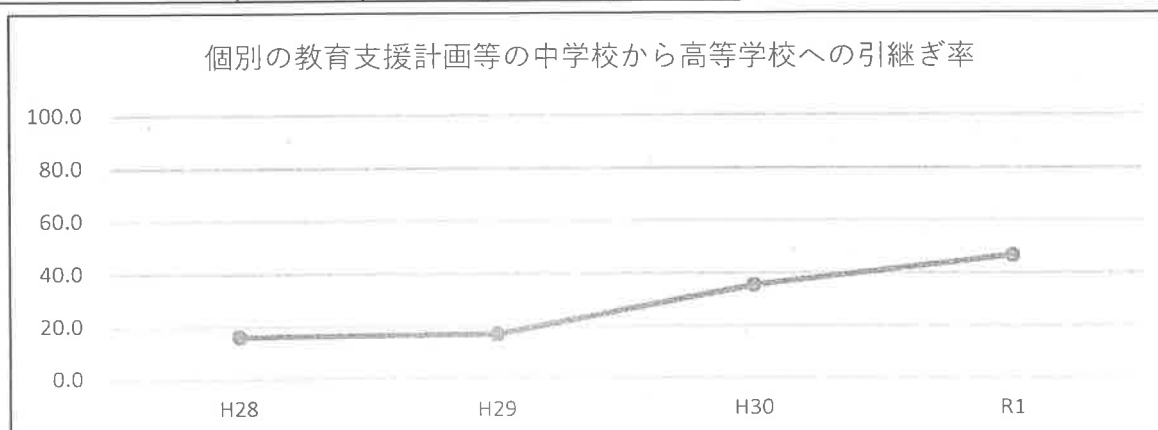


表3 入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ生徒の割合（％）

（岡山市含む 通信制・私立を除く）

	H28	H29	H30	R1
中学校→高等学校	16.2	17.1	35.5	46.7



高等学校における多様な学びの場充実事業

背景

- 特別な支援が必要な生徒が**増加**(H20:1.9%→H28:4.3%)している。
 - 中学校自情学級の約70%、通級指導教室のほぼ全員が高校へ進学
- 特別な支援を必要とする生徒について、学校での**不適応を防ぐ**必要がある。
- 平成30年度から高等学校において通級による指導が**制度化**される。

モデル事業の成果

岡山御津高校(H26～29年度)

- 効果的な指導内容・方法の研究実践
 - 特別の教育課程編成のノウハウ蓄積
 - 実施学年による効果の違いの検証
 - OJTによる専門性を持った教員の育成
- ※対象生徒：H27・9人、H28・4人、H29・6人

課題	指導内容	期待する効果
対人関係 (コミュニケーション障害)	相手の意図をくみ取る コミュニケーションスキルの指導	対人関係の悪化からくる不登校防止
LD (学習障害)	ノートテイクや指示語の理解など、授業で必要なスキル等の指導	授業での遅れ改善

課題

ニーズを踏まえた
通級指導の適切な実施

高等学校の
特別支援教育の
推進

通級指導担当教員の
育成

取組

実施イメージ

	A校	B校	C校	D校
H30	拠点校 (教員加配)	巡回指導 (OJT) サライト校	拠点校 (教員加配)	導入準備
R1				
R2				

- ★通級指導の理解啓発
- ★特別支援教育の観点による授業改革
- ★全教職員の基礎的指導力の向上

高等学校通級指導運営協議会
有識者や拠点校で構成し、教育課程や指導内容を協議

通級指導の手引作成・改訂

外部専門家による研修、拠点校の成果発表

＜必要な資質能力＞

- ★特別支援教育に関する専門的な知識
- ★個々の生徒の状態を把握して必要な指導(自立活動)を行う実践力

- 中央研修への派遣
- 総合教育センターにおける研修講座の受講
- 拠点校の通級指導担当教員によるOJT

※矢印(⇒)は、巡回指導(週1日)を示す。

高等学校における特別な支援を必要とする生徒の
学びの充実・進路保障

高等学校における多様な学びの場充実事業実施要項

1 趣 旨

公立高等学校における特別支援教育の一層の推進を図るため、多様な学びの場の一つである「通級による指導」の在り方等について、外部専門家の協力を得ながら、実践を通じて教員の指導力の向上を図るとともに、周囲への理解啓発、通常の学級において特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりを行う等、校内支援体制の機能化に向けた取組を進める。また、それらの成果を県内の公立高等学校に普及し、指導・支援の改善に資する。

2 主 催 岡山県教育委員会

3 事業実施校

岡山県教育委員会は、本事業を実施する高等学校を、「高等学校における多様な学びの場充実事業の実践校」（以下「実践校」という。）として4校を指定する。期間は指定年度3月末までとする。

4 事業内容

(1) 運営協議会の開催

運営協議会を年4回開催し、各校における実践報告等をもとに、大学教員等の専門家による指導・助言等を通して、教育課程の在り方や指導内容・方法等を検討し、通級による指導の充実を図る機会とする。

また、教員の指導力の向上を目的とした指導テキストを作成するための検討の場とする。

(2) 外部専門家等の活用と指導・支援の充実

実践校においては、大学教員、臨床心理士等の専門家を活用するとともに、発達障害者支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携し、ケース会議や校内研修等を行い、学校内外の人的資源や物的資源等を効果的に活かしながら、校内支援体制の整備と指導・支援の充実に取り組む。

(3) 先進地視察

取組の参考となる他県の先進校への視察を実施し、研究・実践の参考とする。

(4) 教材の開発

生徒の実態に応じた教材を開発し、県内への普及を図るための指導テキストを作成する。

(5) 個別の教育支援計画の作成と活用

中学校等からの情報の引継ぎや特別支援学校、関係機関等と連携を図りながら、個別の教育支援計画を作成し、校内研修やケース会議等で活用して、校内での共通理解を図る。

5 事業計画書等の提出

(1) 事業計画書

実践校は、事業計画書（別紙様式）を別途通知する日までに特別支援教育課に提出すること。

(2) 事業実施報告書

実践校は、事業報告書を2月末日までに特別支援教育課に提出すること。

事業報告書の様式や項立て等については特に定めがないが、高等学校における授業改善と指導・支援の充実に資するため、原則として、以下の内容を含むこと。

なお、他の高等学校等で活用できることを前提として、各実践校において適宜選定すること。また、個人情報保護や著作権等の面から、指導資料中に使用する画像や引用文献の記載について特に配慮すること。

○外部専門家・関係機関等を活用した研修の資料

○「個別の教育支援計画」の一例と日々の指導・支援の関連

○指導・支援充実のための学校を挙げた取組

6 経費

(1) 実践校に対し、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費を支出する。

(2) 支出の対象となる経費は事業計画書に基づき特別支援教育課において決定する。変更する場合は、あらかじめ特別支援教育課に報告し、その指示を受ける。

(3) 収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経費の状況を明らかにしておいて、事業を実施した翌年から5年間保存する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

高等支援学校等就労支援充実事業

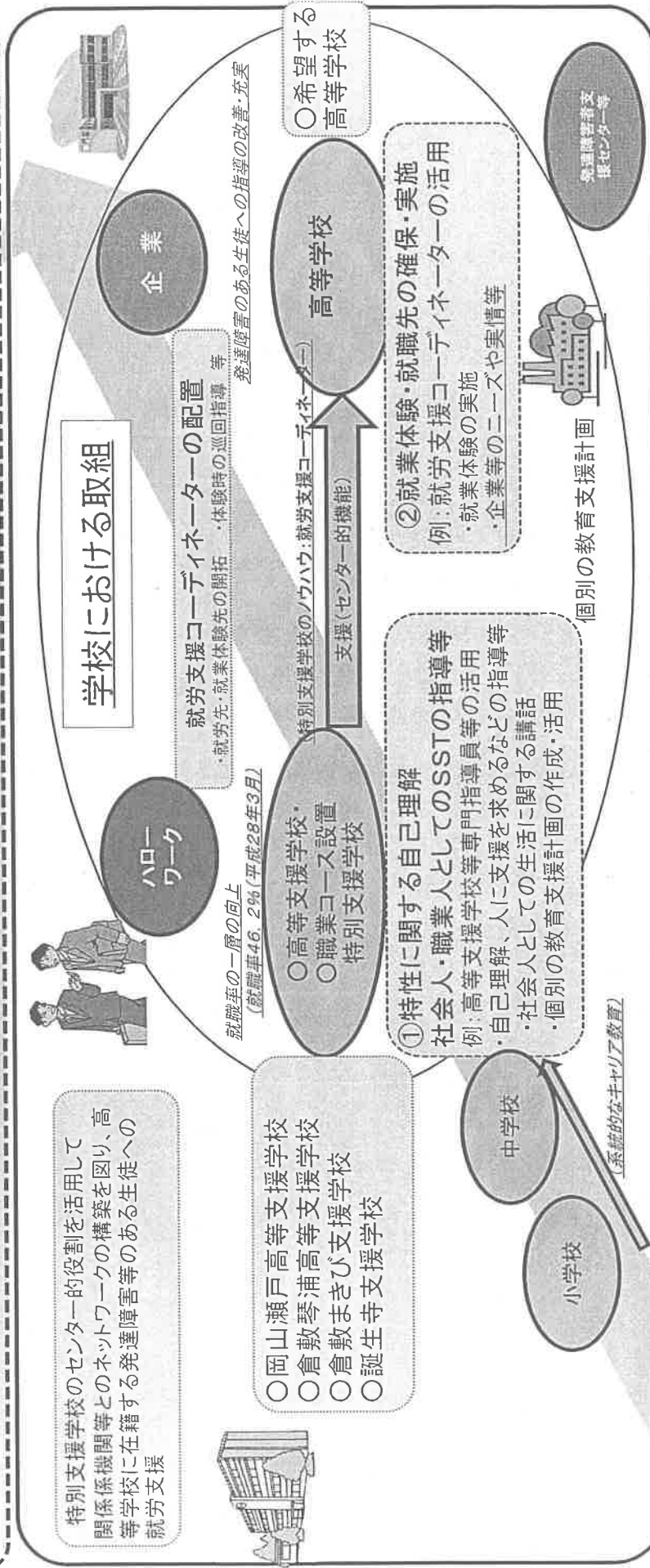
岡山県特別支援学校高等部の就職率の向上に向けた取組が必要

- 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実
- 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

- 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実
- 例: 就労支援コーデイネーター等の活用

高等学校に在籍する発達障害等のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。その際、障害者就労に関するノウハウを有する高等支援学校・職業コースを設置する特別支援学校(高等支援学校等と言う。)のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが重要であり、高等支援学校・労働・福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

障害者の自立と社会参加の推進

高等支援学校等就労支援充実事業実施要項

1 趣旨

高等支援学校職業科及び特別支援学校普通科職業コース(以下「高等支援学校等」という。)において、職業教育に重点をおいた教育課程を充実し、キャリア教育を推進するため、地域の関係機関と関わりながら職場開拓や職域開発等の就労支援を積極的に行う「就労支援コーディネーター」を配置する。

また、高等支援学校等が、地域の就労支援拠点となる特別支援学校就労支援センターの更なる充実を図るとともに、就労支援コーディネーターを中心に、近隣の高等学校における特別な支援を必要とする生徒の就労等に関する支援を行う。

2 事業内容

企業における障害者雇用の担当経験者等を「就労支援コーディネーター」として、高等支援学校等及び岡山県教育庁特別支援教育課に配置し、職業自立を促進するため、労働、福祉の各関係機関、企業等との連携の下、特別支援学校や地域の高等学校に在籍する障害のある生徒の就労の支援を行う。

(1) 就労支援コーディネーターの配置

産業現場における実習先、就労先の開拓、実習時の助言、各職場(業務)の「職務内容分析」等による学校への提示や、事業所への業務の提案、知的障害者の就労可能な職域の拡大等を図る「就労支援コーディネーター」を配置する。

① 就労支援コーディネーター配置校

ア 特別支援教育課に就労支援コーディネーター1名を配置する。対象とする特別支援学校は、岡山盲学校、岡山聾学校、岡山支援学校、岡山西支援学校、岡山東支援学校、岡山南支援学校、西備支援学校、健康の森学園支援学校、東備支援学校、早島支援学校の10校とする。

イ 岡山瀬戸高等支援学校、倉敷まきび支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、誕生寺支援学校に就労支援コーディネーターをそれぞれ1名配置する。

② 就労支援コーディネーターの職務内容

- ・職場開拓・実習先(インターンシップ先)の開拓
- ・事業所への業務の提案、職域開発・環境の整備等への提案
- ・就労支援センター機能の充実(高等学校に在籍する発達障害等のある生徒への支援、特別支援学校への情報提供・助言等)
- ・関係機関と連携したアフターケア及び職場定着支援
- ・実習中の必要な支援
- ・産業現場における課題の学校の授業への提示

③ 就労支援コーディネーターの任用条件

ア 短時間勤務会計年度任用職員であるため、関係条例・規則等の定めるところによるものとする。

- ・原則として年間852時間(35週程度)以内
- ・1日6時間週4日(週24時間)の勤務を基本とし、予算の範囲内で勤務するものとする。
- ・2(1)①イに配置される就労支援コーディネーターは、週24時間のうち6時間程度を連携する地域の県立高等学校において2(1)②に掲げる業務を行うものとする。

イ 高等支援学校等の校長は、勤務条件通知書(別紙様式1)を参考に、勤務条件通知書を作成し、就労支援コーディネーター提示するものとする。

(2) 特別支援学校就労支援センターとしての機能の充実

高等支援学校等が地域の障害者就業・支援センターや就労継続支援事業所、自立支援協議会の関係機関や特別支援学校、高等学校と早期から連携協力して就労移行支援を行うことができるよう、特別支援学校就労支援センターとしての機能を充実させ、就労支援の拡充を図る。

- ①事業所への働きかけ、情報提供等
- ②事業所の情報収集・整理
- ③高等学校への支援（高等学校に在籍する発達障害等のある生徒への支援）
- ④特別支援学校への支援（情報提供・助言等）
- ⑤卒業生のアフターケア及び職場定着支援

3 実施計画書等の提出

2(1)①イについては、高等支援学校等において、事業計画書（別紙様式2）及び事業費積算表（別紙様式3）を別に定める期日までに県教育庁特別支援教育課長あてに提出する。

4 経費

この事業に要する経費は、高等支援学校等に対し、3の実施計画に基づき予算の範囲内で令達する。

5 実施報告書等の提出

次の書類を、3月10日（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日）までに県教育庁特別支援教育課長あてに提出する。

- ①事業報告書（別紙様式4）及び収支決算報告書（別紙様式5）
- ②高等学校への支援事例及び指導マニュアル
- ③企業と連携した授業への取組、職場定着支援の事例等

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

専門指導員派遣事業

目的

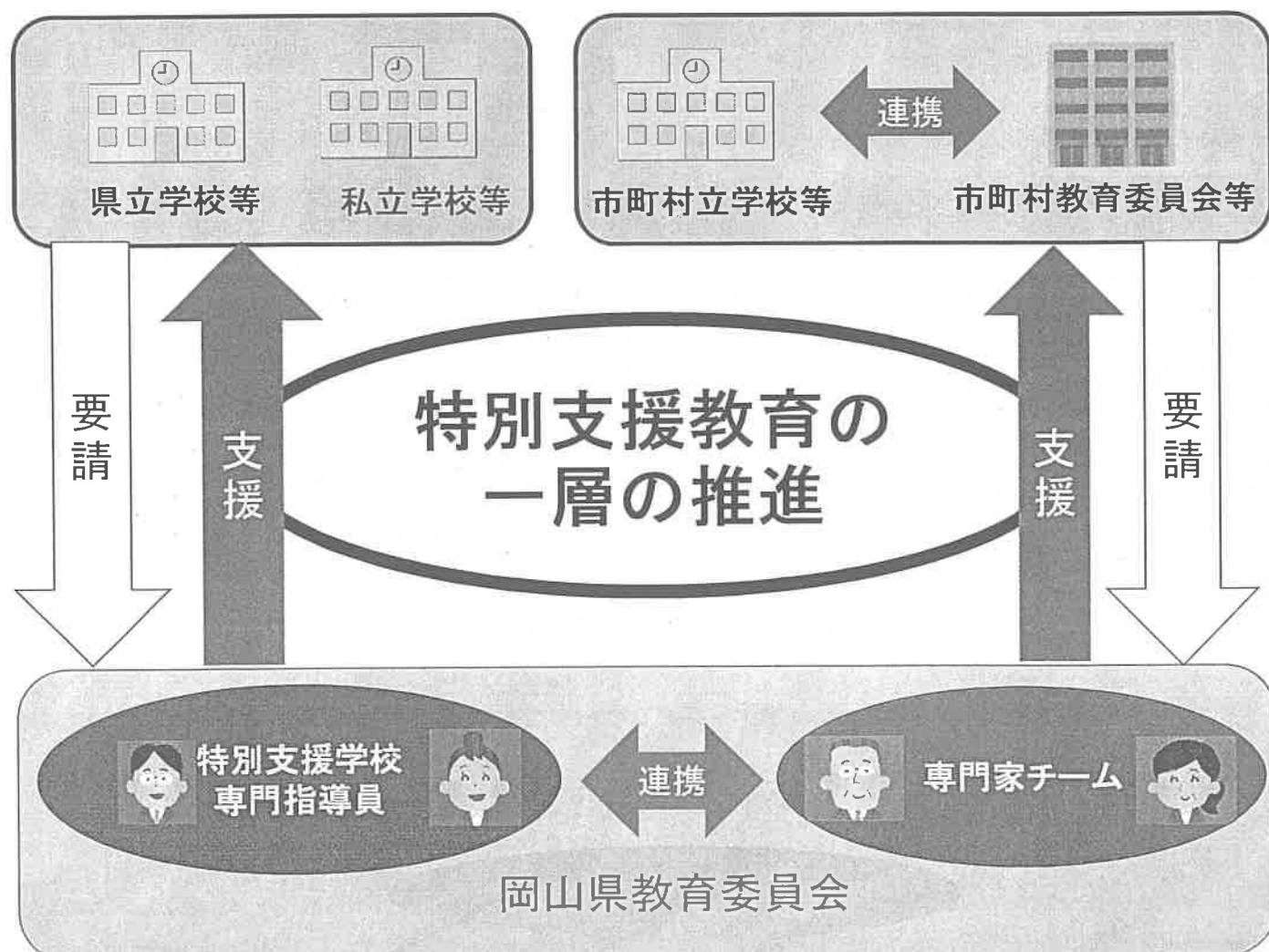
幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等(以下「学校等」という。)に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて特別支援学校教員から任命された専門指導員を派遣し支援を行う事で、支援体制を含め、学校等の特別支援教育の推進に資することを目的とする。

支援内容

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関する事
- ・特別な支援を必要とする生徒の進路指導に関する事
- ・個別の教育支援計画等の作成に関する事
- ・特別支援教育支援員の研修に関する事
- ・その他特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関する事 等

専門家チーム

- ・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱)、言語障害、情緒障害、発達障害、復学支援に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、臨床心理士等からなる専門家チームを設置
- ・専門指導員とともに、実態及び支援状況の把握に努め、障害のある幼児児童生徒への具体的な対応、校内支援体制の充実等について、学校等及び専門指導員に対して指導・助言を行う



専門指導員派遣事業実施要項

I 目的

専門指導員派遣事業は、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて専門指導員を派遣し支援を行う事で、支援体制を含め、学校等の特別支援教育の推進に資することを目的とする。なお、本事業は平成20年度より行われてきた県巡回相談事業の趣旨を引き継ぎ、より専門性の高い支援を行うために実施する。

II 事業内容

1 学校等に対する支援

(1) 幼稚園、小学校、中学校への支援

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱）の障害、知的障害、情緒障害、言語障害、発達障害に関連する支援については、学校等から市町村（組合）教育委員会等を経由し、別表1に示す障害種別における支援地域を対象とする特別支援学校に要請する。

なお、発達障害に関連する支援については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校、県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校も、他の特別支援学校または市町村（組合）教育委員会からの要請に応じて支援を行う。

(2) 高等学校等への支援

発達障害に関連する支援については、各高等学校等から近隣の特別支援学校及び高等支援学校に要請する。

(3) 特別支援学校への支援

特別支援学校への支援については、他の障害種に関する支援を行う。

(4) 保育所等への支援

保育所等に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて専門指導員を派遣するなど、助言又は援助に努める。

(5) 関係機関との連携

各特別支援学校は、自校での対応が困難な場合は、必要な情報等の収集に努め、他の特別支援学校あるいは県総合教育センターや専門家チームとの連携を図ることにより、要請のあった学校等への支援を行う。

(別表1) 障害種別における支援地域 (各学校の通学区域を中心とした地域)

障害種別	特別支援学校	支援地域
視覚障害	県立岡山盲学校	全 県
聴覚障害	県立岡山聾学校	全 県
知的障害	県立岡山南支援学校	玉野市、早島町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市、総社市、高梁市
情緒障害	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	岡山県健康の森学園支援学校	新見市、全 県
言語障害	県立東備支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
発達障害	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
発達障害	県立岡山瀬戸高等支援学校	全 県 (高等学校等)
	県立倉敷琴浦高等支援学校	全 県 (高等学校等)
肢体不自由	県立岡山支援学校	全 県
	県立岡山東支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町)、総社市、高梁市
	県立早島支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町除く)、玉野市、早島町
	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
病 弱 (身体虚弱)	県立早島支援学校	全 県

- ※1) 発達障害については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校も、要請に応じて支援を行う。
- ※2) 岡山市からの依頼については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱)は専門指導員派遣事業で、それ以外は特別支援学校のセンター的機能で対応する。
- ※3) 県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校については、高等学校等を中心に全県を対象とする。

表4 高等学校における多様な学び場充実事業（高校通級）の状況

	H30	R1	R2
対象生徒数（人）	20	26	35

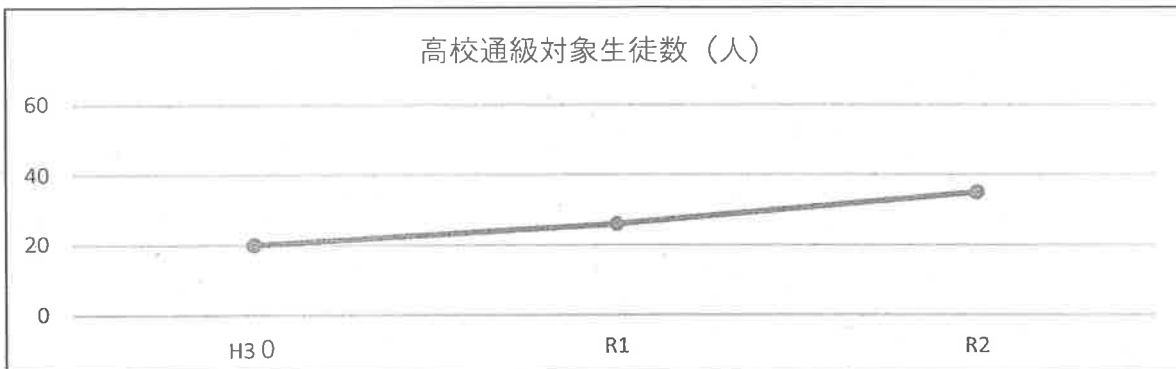


表5 高等支援学校等就労支援充実事業（就労支援コーディネーター）の状況

	H29	H30	R1	R2
対象生徒数（人）	40	46	32	55

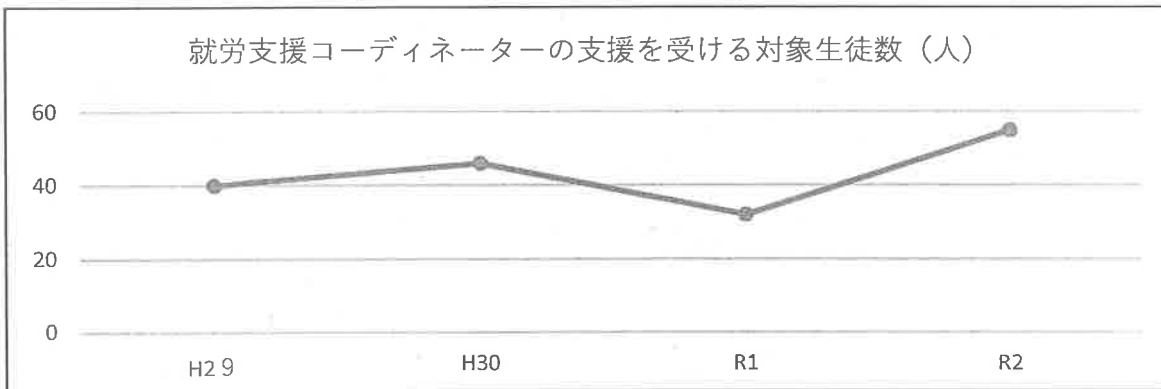
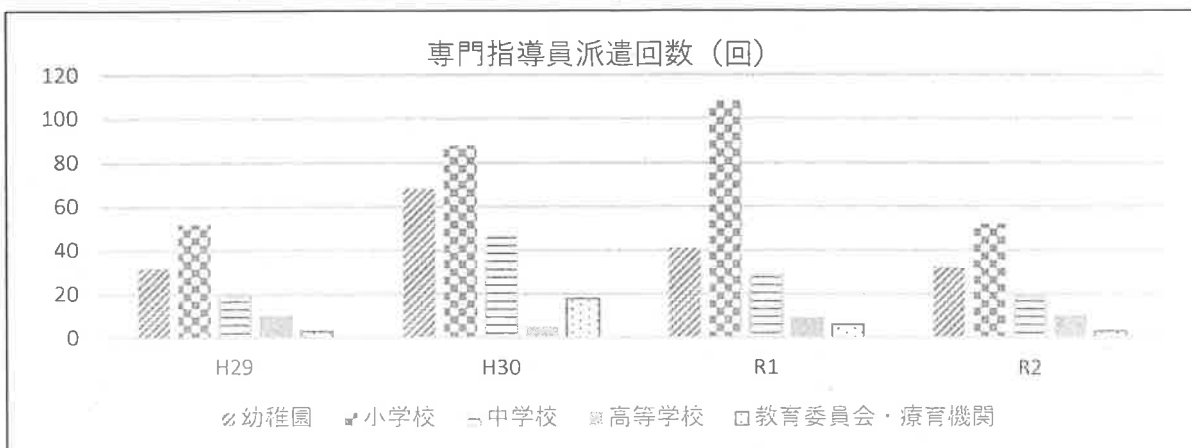


表6 専門指導員派遣事業（特別支援学校のセンター的機能の充実）の状況

	H29	H30	R1	R2
幼稚園	32	68	41	32
小学校	52	88	108	52
中学校	19	49	29	19
高等学校	10	5	9	10
教育委員会・療育機関	3	18	6	3



高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業

現状

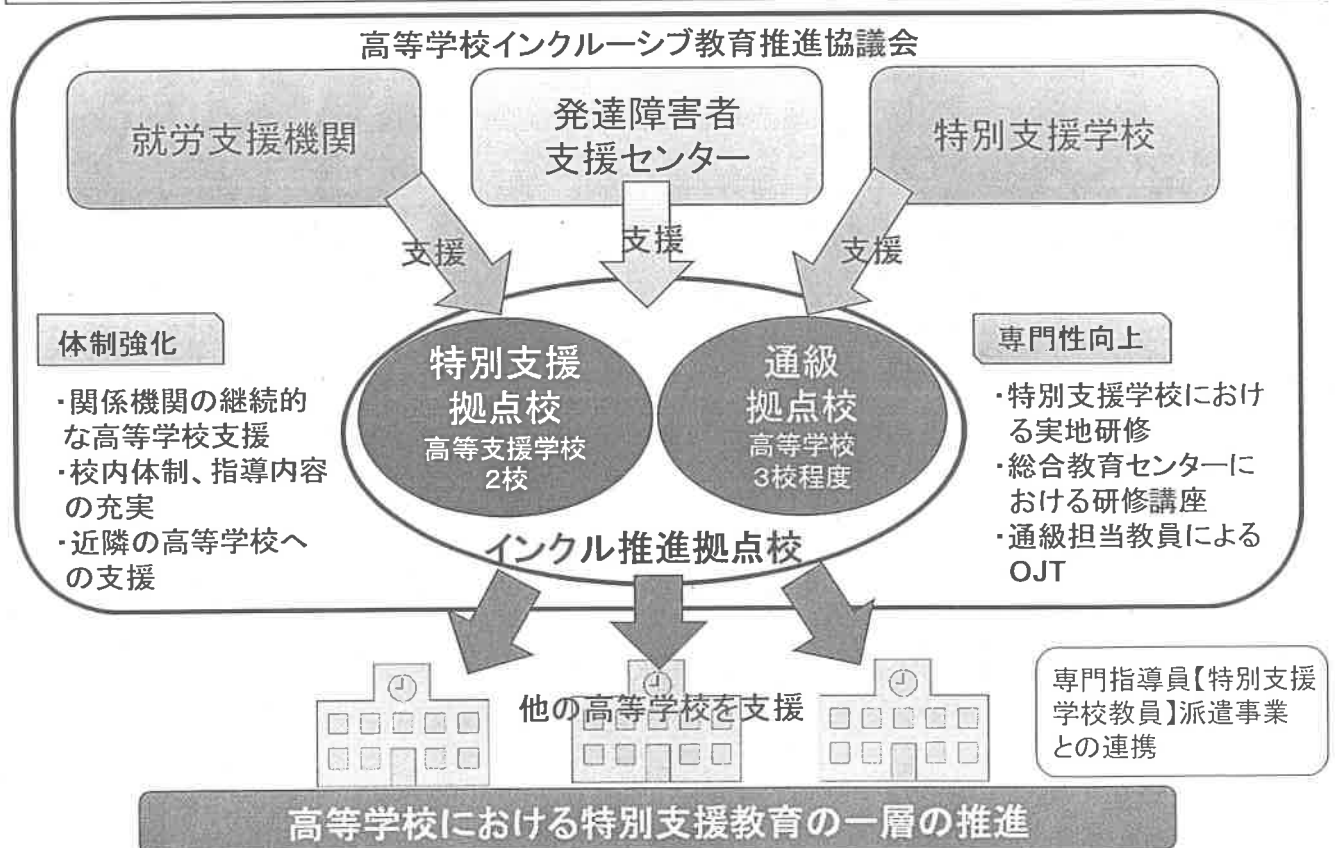
- 特別な支援を必要とする生徒が増加(H20:1.9%→R1:4.1%)している。
 - 中学校自・情学級の約70%、通級指導教室のほぼ全員が高等学校へ進学
- 平成30年度から高等学校において通級による指導が開始され、対人関係やコミュニケーションの指導の充実が図られている。
- 通級指導教室を利用しない特別な支援を必要とする生徒も多く、彼らを含めた指導・支援を充実し、学校での不適応を防ぐ必要がある。
- 青年期にあつて、他の生徒と異なるカリキュラムで学ぶことへの抵抗感は強い傾向があり、理解・啓発が進まない中で、通級の利用希望者及び通級指導教室設置校を増やすことが困難である。
- 高等学校から特別支援学校等への相談件数は少なく、高等学校を支援する特別支援学校のセンター的機能も十分ではない。

課題

- ・高等学校の特別支援教育推進のための体制の強化
- ・特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員を中心とした教職員全体の専門性の向上

取組

研究指定(期間 R3~R4、対象 高等支援学校2校、高等学校3校程度)
 拠点校として指定した学校による全県の高等学校を支援する体制の強化と高等学校教職員の専門性向上



期待される効果

- ・拠点校特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援教育体制の強化
- ・拠点校特別支援教育コーディネーターを中心とした近隣の高等学校支援の充実
- ・全ての教職員の専門性の向上(特別支援教育の観点の授業、教育相談等)
- ・個別の教育支援計画活用の促進
- ・拠点校及び特別支援学校への相談件数の増加
- ・成果の普及(フォーラム、高等学校・中学校用リーフレット)